

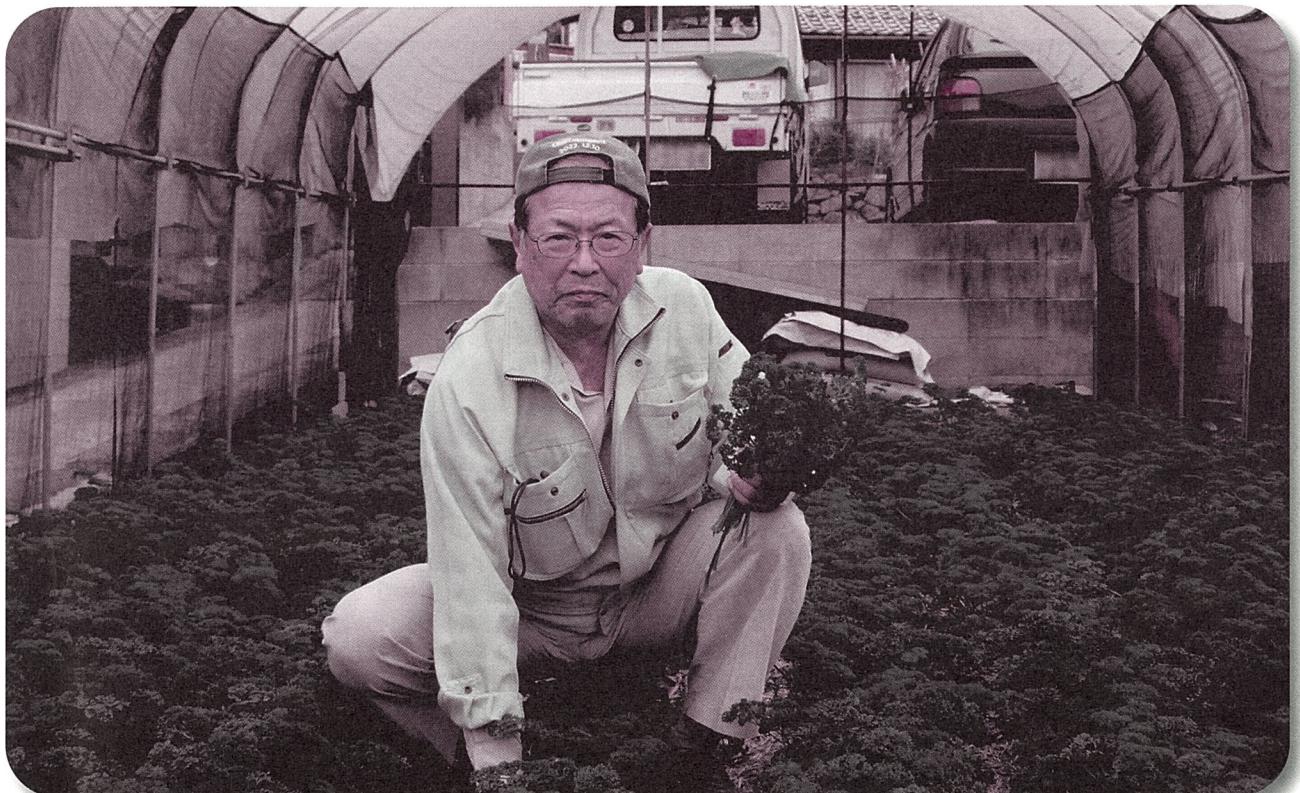
広島市
農業委員会だより

令和7年冬号(48号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

「祇園パセリ」は地域の宝～木下登さん(安佐南区祇園)～



祇園町農事研究会の会長を務める木下登さん（76歳）は、同研究会パセリ部会の会長も兼任し、地域のお宝野菜である「祇園パセリ」の栽培やPR販売に積極的に取り組まれています。

「祇園パセリ」は、戦前から西区観音地区で栽培されていたパセリの種をもらい受け、昭和22年に安佐南区祇園地区で栽培され始めました。各農家が優良な親株を選別、自家採種する努力を重ね、刻みが細やかで柔らかく、香り高い現在の「祇園パセリ」が栽培されるようになりました。今では広島市がPRする広島近郊7大葉物野菜の一角を占め、広島の伝統野菜として消費者の高い評価を得ています。

木下さんは、パセリ部会のメンバーと共に、安佐南区農業祭や地元のイベントなどへキッチンカーで積極的に出店されており、パセリスマージーが大人気商品となっています。また、市内のイタリア料理店などへも販路を拡大し、中でも地元祇園のラーメン店では「祇園パセリラーメン」がヒット商品となっています。

食育にも力を入れておられ、祇園地区の小中学校の給食食材として「祇園パセリ」を継続的に提供されているほか、大学生と新たな料理レシピの開発をされています。

令和3年には、「祇園パセリ」が特許庁の地域団体商標登録に認定され、ますます産地として差別化が図られるようになりました。生産農家は減少傾向にありますが、木下さんは、「販路拡大や若い方への認知度アップを図り、生産量を増やして、これからも地域の宝を守っていきたい。」と話されていました。木下さんのますますのご活躍を期待しています。

(取材:米田 清 農地利用最適化推進委員)

新年のごあいさつ



会長 福島 幸治

皆様、あけましておめでとうございます。

日頃より、農業委員会の活動に対し、ご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。さて、国は昨年、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」を改正し、国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念に位置付けました。

「食料安全保障」の根幹は、「人と農地の確保」であり、認定農業者等の従来の担い手に加え、小規模農家や半農半X農家に代表される多様な担い手が農業に参入し、農業を継続していく必要性が高まっています。

当農業委員会は農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地の利用状況調査や、担い手への農地のあっせんに向けた地権者との協議を行うなど、今ある農地を活かすため、地域に根差した活動に取り組む所存です。

今後とも、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



「令和7年度広島市農政に関する意見書」を広島市長へ提出しました。

農業委員会では、令和6年11月20日、福島会長ほか7名の農業委員・農地利用最適化推進委員が、農業委員会等に関する法律に基づき松井市長に「令和7年度広島市農政に関する意見書」を提出しました。

また、同日、母谷広島市議会議長に対して、支援要請も行いました。この意見書は、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する施策について、具体的な意見を提出するもので、その内容は次のとおりです。

1 担い手の支援について

本市の農業の多様な担い手を引き続き育成するとともに、こうした担い手に対し、生産性の向上、農作業の省力化や負担の軽減に向けたスマート農業の導入促進等、営農を継続させるために必要な支援を行うこと。



市は、「ひろしま活力農業」経営者育成事業等により、若い優秀な認定農業者等を育成するとともに、半農半Xなどの多様な就農ニーズに対応した研修を実施し、農業の多様な担い手を育成している。また、令和6年度から活力農業者のリース料低減化支援や、活力農業者が市場価格の変動の影響を受けることなく、安定した販路を確保・拡大するためのモデル事業を開拓する等、食料を安定的に供給できるよう営農を継続させるための仕組みづくりに尽力しており、その効果に期待しているところである。

一方で、農業の現場では依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、高齢化が進む農業の現場で多様な農業の担い手が営農を継続するためには、スマート農業の活用を進め、本市の農業者の実情に応じたスマート農業の導入・利用促進を図っていく必要がある。

2 農地の利活用について

地域の農地の適切な利用を推進するため、活用すべき農地の利活用の取組に対する支援を行うこと。

農地は食料生産の場にとどまらず、自然環境保全、水源かん養、防災、良好な景観の形成等の多面的機能を有している。

市は、こうした農地の利活用を促進し、農地を次世代に引き継ぐため、地域主体の農地利活用支援事業や日本型直接支払制度といった地域の共助の取組に対する支援に取り組み、一定の成果をあげているところであるが、農家の高齢化等により農地の維持・管理が依然として困難であり、集落活動が衰退している。

こうしたことから、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することを目的に、地域計画の策定に取り組むとともに、活用すべき農地の利活用の取組を行う地域への支援について、より一層の充実を図っていく必要がある。

3 有害鳥獣対策の強化について

深刻化している鳥獣被害の軽減のため、有害鳥獣対策の強化を図ること。

市は、防除、駆除、環境整備の3手法で有害鳥獣対策に取り組んでいるが、依然として、農作物の鳥獣被害は深刻であり、様々な対策を強化していく必要がある。

とりわけ、生息頭数が増加しているシカの捕獲の強化は急務であり、思い切った対策を講ずる必要がある。

また、有害鳥獣駆除捕獲物処理モデル事業については、今年度、東区、安佐北区及び安芸区で実施し、駆除従事者の負担軽減の効果を挙げており、早期に全市で本格的に実施する必要がある。

農地賃借料情報

過去1年間に契約・公告された農地の賃借料について、下表のとおり情報提供します。

なお、この賃借料は、あくまでも目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者でよく話し合いのうえ決めてください。

令和6年1月から令和6年12月までに契約（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アール当たりの年額）

区域	区分	平均額	最高額	最低額	データ数
広島市全域	田 基盤整備地域	16,700円	26,300円	5,200円	94
	田 未整備地域	13,600円	40,000円	7,600円	151
	畠 全地域	17,000円	30,000円	7,600円	34

農業委員、農地利用最適化推進委員を募集しています。

詳しくは募集案内をご覧ください。募集案内及び申込書は、広島市ホームページからダウンロードできます。また、次の①から③の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。

①経済観光局農政課 ②農業委員会事務局 ③各区役所・出張所

委員名	農業委員	農地利用最適化推進委員(推進委員)
募集人数	19人(うち中立委員1人)	42人(担当地区ごとに募集)
任期	令和7年6月下旬から3年間	
身分	広島市の特別職の非常勤職員	
報酬	月額48,000円	月額45,000円
活動内容 (予定)	総会出席、農地の権利移動等に関する現地調査、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入促進など	農地の利用状況調査、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入促進など
申込方法	法人・団体又は個人による推薦、個人による応募	
手続	所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により提出	
情報の公表	受付期間の中間及び期間の終了後、市ホームページに、推薦を受ける者、応募する者、推薦する者に関する情報を公表	
募集期間	令和6年12月13日(金)から令和7年1月15日(水)午後5時15分まで【必着】	
選考方法	書類審査、面接による選考	書類審査による選考(必要に応じて面接等を行います。)
申込先、問合せ先	経済観光局農政課 ☎(082)504-2246	農業委員会事務局 ☎(082)568-7755

本市では、性別や年齢にとらわれない、地域農業の振興に理解のある多様な人材（女性や青年農業者、認定農業者等の担い手）の登用を目指しています。

2025年農林業センサスに御協力を

農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の現状など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画、立案及び推進のための基礎資料となる統計を作成・提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。調査の対象となる方には、令和7年1月上旬から2月にかけて「調査員証」を持った調査員が伺いますので、御協力をお願いします。

お問い合わせ先 企画総務局政策企画課統計分析係 ☎(082)504-2012

各区区政調整課（TEL中）(082)504-2543, 東(082)568-7703, 南(082)250-8933, 西(082)532-0925,
安佐南(082)831-4927, 安佐北(082)819-3962, 安芸(082)821-4903, 佐伯(082)943-9703)

農業者年金に加入しましょう！

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満（国民年金任意加入者は65歳未満）の方はどなたでも加入できます。

新しく就任された
農地利用最適化
推進委員
を紹介します



おざわ はるお
尾澤 春生
安佐北区深川・
落合・口田

interview ~持続可能な田舎を目指して~

農地利用最適化推進委員の取組

小林公道さん（佐伯区湯来町伏谷）

佐伯区湯来町で生まれ育った小林公道さんは、仕事の関係で町外に住まわっていましたが、40歳を前に地元に戻り兼業農家となられました。令和元年からは農地利用最適化推進委員として、地域の農地の利活用に取り組まれています。

小林さんは、ドライブとビデオ撮影を趣味とされています。ドライブに出かけた山奥の地域では、住人がいなくなり、段々畑が藪になっていく景色を目にしてきました。地元の湯来町伏谷地区でも、街に出たこどもが便利な生活に慣れて戻らず、高齢となった農家が農地を何とか保全管理している状況がありました。このままではドライブ先で見た段々畑のように田畠が荒れしていくという危機感から、耕作していない農地は貸してみてはどうかと農家に話をして回られましたが、農地を貸したら戻ってこないと心配される人が多かったそうです。

そうした中、趣味のビデオ撮影で地域の田園風景を撮影する際、農家の人に積極的に声掛けしたことで顔見知りが増え、“ひろしま活力農業”経営者育成研修の第23期生、吉山知佐さんの就農地をあっせんすることができたそうです。小林さんは、吉山さんと地域との橋渡しもされており、吉山さんが

地域と良好な関係を築いていることで、他の農家とも農地の貸借の話がしやすくなったそうです。

これまで農地の貸借のほか、農作業の受委託の話を進めてきたところ、保全管理されていた農地の利活用が進み、現在は昔の風景が戻ってきたと話していました。

小林さんは、田畠や家・人が残る「持続可能な田舎」を目指して今後も活動したいと決意を新たにされていました。



小林農地利用最適化推進委員と吉山さん親子



農地の転用には届出または許可が必要です。

農地転用とは、農地を建物敷地、資材置場、駐車場など、農地以外のものにすることです。市街化区域内にある農地を転用する場合は、「届出」、市街化区域外の農地を転用する場合は、「許可」が必要です。一時的に利用する場合も転用の届出または許可が必要になります。

農地転用の方法は2種類あります。

- ・自分が所有している農地を自分が農地以外のものにする場合…農地法第4条
- ・農地を農地以外のものにする目的で、売買・賃貸借等をする場合…農地法第5条

※手続きをせずに無断で農地を転用している場合、工事の中止や原状回復命令の処分を行う可能性があります。これに従わない場合には、懲役・罰則が適用される場合があります。

申請にあたっては、事前に農業委員会事務局（☎ (082) 568-7755）までご相談ください。

みんなで読もう！全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。

(月4回発行 購読料1か月700円)

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで（☎ (082) 568-7755）～



広島市は、SDGsと同じ社会を目指しています。農業委員会の取り組みは、主に上記のゴールの達成を目指します。